

ランキング
上がれば下がるよ
保険料

協会けんぽ



令和6年
1月号



健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください。

あなたの行動で
保険料率が変わる！

インセンティブ制度 岡山支部の順位は？

インセンティブ制度って？

インセンティブ制度は、加入者および事業主の皆さまの取り組みを都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。

(令和4年度の取り組みは令和6年度の保険料率に反映されます)

岡山支部の令和4年度総合順位は… **17位** / 47支部 (令和3年度: 32位)

順位を決める 5つの評価指標

特定健診等の実施率 (健康診断を受けているか)

1位 / 47支部
(実施率 63.7%)
令和3年度: 33位

特定保健指導の実施率 (健康サポートを利用しているか)

5位 / 47支部
(実施率 33.1%)
令和3年度: 4位

特定保健指導対象者の減少率 (メタボ対象者が減っているか)

45位 / 47支部
(減少率 32.3%)
令和3年度: 43位

医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率 (健診結果が「要治療」の方が医療機関を受診したか)

8位 / 47支部
(受診率 37.1%)
令和3年度: 42位

ジェネリック医薬品の使用割合 (ジェネリック医薬品を選んでいるか)

39位 / 47支部
(使用割合 80.0%)
令和3年度: 27位

皆さまの取り組みで、保険料率を下げよう！ **協会けんぽからのお願い**



日頃から健康な生活を心掛け、
メタボ対象者を減らしましょう。

■ 日々の健康づくりのために協会けんぽの
LINE・メールマガジンを活用しましょう。



LINE

健康情報を気軽にチェック！ ▶



メールマガジン

健康情報をタイムリーにお届け！ ▶



「要治療」や「要精密検査」の方へ

積極的な受診勧奨をお願いいたします



従業員さまの健診結果を把握し、対象の方には医療機関へ
受診していただくようお声がけをお願いします。

勧奨の際に使用していただけるひな形も
準備しておりますので、ぜひご活用ください！



被扶養者の方も積極的に健診を受けましょう！

協会けんぽでは、40歳以上の被扶養者さま(ご家族)向けに、特定健診を
実施しています。健診費用の一部を協会けんぽが補助しているお得な
健診となっておりますので、積極的に受診をお願いいたします。

協会けんぽでは皆さまの健康づくりを全力でサポートさせて
いただきます。引き続き皆さまのご協力をお願いいたします。



ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りいたします

先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合に、どのくらい自己負担が安くなるか、一目でわかるお知らせをお送りいたします。



送付対象者

生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用している方
また、お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方(7歳以上)

送付時期

令和6年
1月下旬

この機会にジェネリック医薬品に切り替えたい！



そんなときには「ジェネリック医薬品希望シール」を活用しましょう！



協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品希望シール」を作成しています。

送付を希望される場合は、「ジェネリック医薬品希望シール送付書」をご記入のうえ、協会けんぽ岡山支部宛にFAXまたは郵便でお送りください。



▲シールのイメージ

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

令和6年度

健診のご案内をお送りいたします



お勤めのご本人さま(生活習慣病予防健診)

■令和6年3月に事業主さま宛に健診対象者一覧等のご案内をお送りいたします。

令和6年度より、付加健診の対象年齢が追加されます！

※現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。



付加健診とは？

節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

●情報提供サービスでも健診対象者一覧を確認できます。ぜひご利用ください。

※生活習慣病予防健診の予約時に協会けんぽへのお手続きは不要です。受診を希望される場合は健診機関に直接ご予約ください。

情報提供サービスの
利用申請はこちらから▶



扶養のご家族の方(特定健診)

■令和6年4月にご自宅(被保険者さまの登録住所)へ受診券(セット券)をお送りいたします。

※被保険者さまのご自宅に送付できなかった方の受診券(セット券)は4月以降に事業主さま宛にお送りいたします。被保険者さまを通じて被扶養者さまにお渡しいただきますようお願いいたします。

よくある疑問を解決します！

保険証送付に関するQ&A



Q. 被保険者(以下、本人)の資格取得届と被扶養者(異動)届を一緒に提出したが、本人の保険証だけが先に届いて、家族の保険証が届かない

A. 本人の資格取得届とご家族の被扶養者(異動)届を同時に提出いただいた場合でも、日本年金機構の処理状況により処理日が異なる場合がございます。その場合は別日での発行(発送)となりますので、ご了承ください。